

No.	意見	市の考え方
1	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 (37ページ) ～</p> <p>■意見 下記について追加すべきである。 ・次世代を担う子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるように支援する。</p> <p>■理由 同計画書第3章の内容以降は「若者」という単語がない。子供・若者の自立に向けた力を高める取組みが必要であると国の計画書にも記載されている。 若者を支援しないと晩婚化の影響もある出生率、合計特殊出生率の向上・改善は難しいのではないかと。</p>	<p>当プランの基本理念は、性別にかかわらず一人ひとりの考え方や生き方が尊重され、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を目指すことにあります。 そのため、基本目標4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくりにおいて、男女という幅広い枠組みで自立に向けた基盤づくりに取り組んでいきます。 よって、当プランについては原案のとおりといたします。</p>
2	<p>■項目及びページ プラン全体</p> <p>■意見 下記について追加すべきである。 ・性の立場から見た男性への偏見について (例) ①女性の職場への男性進出 (保育士等)、②男性側のLGBT等への理解促進 (学校制服のジェンダーレス制服で男子がスカートをはいた場合等)</p> <p>■理由 男性優位の社会ではあるが、女性優位の面もある。男性不利の場合も見ていく必要がある。羽島市には男性保育士はいるか。</p>	<p>男女共同参画社会の基本理念は、性別に起因する差別をなくし、男女の平等を達成することであり、人権を尊重することにあります。 そのため、基本目標1 男女共同参画社会を支える市民の意識づくりにおいて、そういった男女共同参画の基本理念や、男女が互いの性に対し、正しく理解し尊重し合う意識高揚に努めていきます。 よって、当プランについては原案のとおりといたします。 市内保育園、認定こども園、幼稚園で保育、幼児教育を専任で担当している男性保育士は現在おりません。</p>
3	<p>■項目及びページ プラン全体</p> <p>■意見 現行計画での主な課題点を追加すべきである。</p> <p>■理由 アンケート、統計調査を分析し、重点的な取組方針を立案されたと思うが、現行の計画書において達成できたこと、できなかったことの分析が計画書に記述されていない。 前回の課題の踏襲がないため、現行計画は何だったのか、PDCAサイクルは機能したのか疑問である。</p>	<p>新プランは、現行プラン策定後の社会情勢、国、県の計画、市民意識調査、さらには現行プランの課題を踏まえて策定しています。また、新プランでは、現行プランにおいて設定していなかった指標を設定し、より効率的な進捗管理を行っていきます。 現行プランにおける課題点等については、新プラン完成版において、末尾に参考資料として掲載します。</p>

No.	意見	市の考え方
4	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 基本目標2 男女がともに働くための環境づくり 方針1 仕事と家庭を両立するための環境づくり 施策NO.21 放課後児童教室の実施 (51ページ)</p> <p>■意見 基準値・目標値0人という設定が妥当なのか。</p> <p>■理由 令和2年度の放課後児童教室に利用に関する案内における保護者の就労条件について、 ① 4～6年生…概ね午後5時程度まで就労等～ ② 長期休暇期間利用の場合…概ね午後2時程度まで就労等～ と変更されており、保護者の就労条件が昨年度より厳しくなっていると思われる。 指標「放課後児童教室待機児童数」0人というのは、「隠れ待機児童」も数値として含めなければならないと思うが、条件が厳しくなった影響も担当課として調べた上での目標値設定なのか。</p>	<p>放課後児童教室利用に係る保護者の就労条件については、今まで記載をしていなかった長期休暇利用における就労条件の基準を明確にするため、利用案内に記載したものです。昨年度と比較し、保護者の就労条件の基準に変更はありません。</p> <p>「隠れ待機児童」については、保護者の就労条件の基準を満たしていない場合においては、放課後児童教室を利用することはできないため該当しないものと考えます。 そのため、教室の確保、指導員の確保に努め、待機児童数0を目標として設定しています。</p>
5	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 基本目標2 男女がともに働くための環境づくり 方針1 仕事と家庭を両立するための環境づくり 施策NO.21 放課後児童教室の実施 (51ページ)</p> <p>■意見 放課後児童教室に従事する指導員の確保について</p> <p>① 会計年度任用職員への移行に合わせて、期末手当を支給するなど人件費が高騰することが予想される。羽島市は財政状態が非常に厳しいために、同指導員の勤務時間の短縮がある。また、指導員の確保や保育の質の低下を心配している。</p> <p>② 放課後児童健全育成事業に従事する指導員の配置基準(2人以上)を従来の「従うべき基準」から「参酌すべき基準」へと見直された。これは学童保育の質の低下を招くとの批判もあるが、羽島市は法改正による指導員要件の緩和を適用するか。</p>	<p>① 放課後児童教室の指導員は利用者的人数、開室している教室数によって配置しており、会計年度任用職員の導入による勤務時間の短縮はありません。</p> <p>指導員の確保は現状の課題であり、一般の募集に加え、人材派遣への委託にて対応しています。</p> <p>保育の質については、指導員の研修に努めます。</p> <p>② 現在のところ適用の予定はありません。</p>

No.	意見	市の考え方
6	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 基本目標3 男女がともに担うまちづくり 方針1 女性の社会参加の促進 (2) 政策・方針決定の場への参画促進における現状の課題について (56ページ)</p> <p>■意見 市役所で子供に関わる部署で女性職員が圧倒的に多い。男性職員についても積極的に子供に関わる部署に配置すべきではないか。必要な資格があるのであれば、取得させたらよいのではないか。</p>	<p>現在、子育て・健幸課の職員は21人で、うち15人が専門職（保健師13人、管理栄養士1人、歯科衛生士1人）です。専門職については、資格・免許の保有を条件に、保健・衛生業務に従事させる目的で採用しており、結果として全員が女性となっています。</p> <p>専門職を除く一般事務職6人については、男性3人、女性3人と同数であり、今後も男性職員を配置していきたいと考えています。</p> <p>一般事務職として採用した職員に保健師等の国家免許を取得させることは困難ですが、その他の業務に必要な資格等については、研修受講等により取得を支援したいと考えています。</p>
7	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 基本目標3 男女がともに担うまちづくり 方針2 家庭・地域社会における男女共同参画の推進 施策NO. 46 地域コミュニティ活動への参加促進 (57ページ)</p> <p>■意見 下記について指標・基準値・目標値を追加すべきである。 ・自治会活動における役員等への女性の参画の促進</p> <p>■理由 自治会役員のみならず手不足は全国的な問題であるが、役員は女性でなく男性ばかりとなっている。政策・意思決定の場において特に遅れている自治会活動の女性参画を進めるべきである。また、現状把握をどのようにしているか説明願いたい。</p>	<p>自治会113区の区長（自治委員）を見ますと全て男性の方となっています。一方、自治会内の役員等を見ますと男性に限らず女性も役員になっていただいています。それら地域の役員は地域でお決めいただくものです。</p> <p>平成30年度に実施した「市民意識調査」においては、地域における男女不平等について、「女性のみが裏方（例：お茶くみや準備、片付け等）を担当する」、「会議などで女性が意見を言いにくい」との回答が多くなっています。地域活動に女性が参画がしやすい環境を整備することが重要であるため、指標としては設定せず、原案のとおりとします。</p>

No.	意見	市の考え方
8	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 基本目標4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり 方針1 自立を支える健幸と福祉の推進 施策NO.60 総合的な障がい者施策の推進 (60ページ)</p> <p>■意見 指標名「障がい者福祉サービスの利用者数」については、削除すべきである。</p> <p>■理由 扶助費を抑制したいのであれば、人数が増えないほうが市政にとってよいのではないか。 当指標を利用者数とするのであれば、高齢者の指標名も利用者数もしくは介護保険における認定率とすべきである。 高齢者においては、利用者数を指標としない理由はなにか。</p>	<p>当該指標については、制度等の周知及びサービスの供給体制が整備されたことに比例すると考えられるため、指標として設定しています。また、障がいをお持ちの方が地域で孤立しないためにも、何らかのサービスに繋がることが肝要であると考えます。</p> <p>よって、当指標については原案のとおりとします。</p> <p>高齢者への支援としては、介護予防を主眼とし、そのために必要となる施策及び指標を明確にし設定しています。よって、サービス利用者数を指標としては設定せず、原案のとおりとします。</p>
9	<p>■項目及びページ 第3章 プランの内容 基本目標4 男女がともに健幸で自立した生活を送るための基盤づくり 方針1 自立を支える健幸と福祉の推進 施策NO.64 広報・啓発活動の推進 (64ページ)</p> <p>■意見 下線部を追加記載すべきである。 ・広報紙及び市ホームページやSNSで行うことにより、障がい者への理解促進に努めます。</p> <p>■理由 福祉課が担当している範囲で市SNS（ツイッターやフェイスブック）に投稿したのを見たことがない。課を問わず活用する方針にすべきである。 P.48 No.7 男女共同参画に関する総合的な情報提供において、「市ホームページやSNSで広く周知～」とある。</p>	<p>●●週間の周知については、広報紙、市ホームページ及びSNSにおいて統一して周知を行うこととし、プランを修正します。</p>